

自治会の法人化（認可地縁団体）

自治会、町会、区（以下「自治会等」）は、法律上いわゆる「権利なき社団」と位置付けられ、自治会等が、土地や集会施設などの財産を保有している場合であっても、団体名義での不動産登記はできませんでした。

そのため、自治会等の財産を不動産登記するときは、会長個人または役員の共有名義で不動産登記を行っていましたが、全国でさまざまなトラブルが生じていました。

このような問題を解決するため、平成3年に地方自治法が改正され、不動産等を保有または保有を予定している自治会等は、市町村に届出を行い、市町村から認可を受けることで法人格を取得し、団体名義で不動産登記ができるようになりました。

また、令和3年11月26日より、不動産の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行う目的で市から認可を受けることができるようになりました。

近年の自治会活動の幅の広がりを踏まえ、集会所のような不動産を保有しなくとも、今後は高齢者等への生活支援や地域交通の維持、地域の特産品開発・マーケット運営等の経済活動も含めた幅広い活動を行う団体が認可されることを想定したものです。

認可の目的が改められたことによる、法人格を得る団体としては、次の目的を持った団体を想定しています。

1. 継続した活動基盤の確立
2. 法人が契約主体となることによる事業活動の充実化
3. 法律上の責任の所在の明確化
4. 個人財産と法人財産と混同防止
5. 対外的な信用の獲得等

認可地縁団体になるための要件

地縁団体が認可地縁団体となるためには市長の認可が必要です。認可のためには次の4つの要件を満たしている必要があります。

1. その区域の住民相互の連携、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同生活を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。
2. その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

3. その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が構成員となっていること。
4. 規約を定めていること。

認可後であっても、これらの要件のいずれかを満たさなくなった場合は、認可取消となりますのでご注意ください。



詳しくは担当へお問い合わせください。

《担当課:市民協働推進課 市民活動推進係》

認可地縁団体の代表者等の変更について

認可地縁団体として市が認可した場合は、代表者の変更や規約の変更を行った際に、市に申請する必要があります。

変更にあたっては、総会での議決が必要となりますので必要書類に変更したことを証する書類（議事録等）を添えてご提出ください。

様式は、市ホームページ「認可地縁団体の各種変更に伴う手続き」でダウンロード可能です。

なお、印鑑登録をしている認可地縁団体は、代表者の変更に伴い、登録が抹消されるため、印鑑登録が必要な場合は再度、登録の手続きをしてください。

《担当課:市民協働推進課 市民活動推進係》

認可地縁団体証明書の交付について

認可地縁団体証明書（地縁団体台帳の写し）は誰でも請求することができます。

証明書が必要な場合は、請求書に必要事項を記入の上、窓口か郵送で市民協働推進課へ提出してください（FAX・メールは不可）。

請求には、手数料として 1 通 300 円が必要です。

なお、証明書は即日交付できませんので、時間に余裕を持って請求してください。詳しくは、事前に担当までご相談ください。

《担当課:市民協働推進課 市民活動推進係》

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

1. 不動産に係る登記の特例とは

認可地縁団体に名義を変更しようとした不動産が、既に亡くなった人の名義になっている場合、古い名義人であるほど、相続の確定に多大な労力を要します。

そのため、平成 27 年 4 月 1 日より、地方自治法が改正され、認可地縁団体が一定期間所有（占有）していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全てまたは一部の所在が知れない場合、一定の手続きを経ることで、認可地縁団体へ所有権の移転の登記をできるようにする特例制度が設けられました。

なお、市の認可を受けていない地縁団体が、特例制度の対象となる不動産を所有している場合は、市の認可を受けて認可地縁団体を設立した後であれば、特例適用を申請できます。

2. 申請の要件

申請を行うには、次のすべての要件を満たしている必要があります。

- (1) 認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- (2) 認可地縁団体が当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
- (3) 当該不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員またはかつて認可地縁団体の構成員であった者であること
- (4) 当該不動産の登記関係者の全部または一部の所在が知れないこと

なお、申請書類の詳細や制度の概要等、詳しくは担当までお問い合わせください。

＜担当課:市民協働推進課 市民活動推進係＞